

第5回 下水道施設の運営における PPP/PFI の活用に関する検討会 議事要旨

1. 日 時：平成 25 年 7 月 2 日（火）10:00～12:00

2. 場 所：全日通霞が関ビル 8 階大会議室

3. 出席者

座長	東京大学大学院工学系研究科都市工学専攻教授	滝沢 智
委員	東京大学大学院経済学研究科・経済学部特任講師	小枝 淳子
〃	株式会社みずほ銀行ストラクチャードファイナンス営業部長	酒井 秀晃
〃	アンダーソン・毛利・友常法律事務所 弁護士	高橋 玲路
〃	東洋大学大学院経済学研究科公民連携専攻教授	中北 徹
〃	公益社団法人日本下水道協会技術研究部技術指針課主任	永吉 光一 (片桐委員代理)
〃	日本下水道事業団東海総合事務所次長	細川 顕仁
〃	上智大学法学研究科法曹養成専攻准教授	松井 智予
オブザーバー	一般社団法人全国上下水道コンサルタント協会専務理事	櫻井 克信
〃	公益社団法人日本下水道管路管理業協会	田村 司郎
〃	一般社団法人日本下水道施設業協会専務理事	堀江 信之
〃	一般社団法人日本下水道施設管理業協会	松延 紀至 (與三本オブザーバー代理)
事務局	国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道企画課	
〃	株式会社日水コン・新日本有限責任監査法人共同提案体	

4. 概要

事務局から配布資料について説明が行われた後、質疑応答を行った。主な議事は以下のとおりである。

(1) 最近の政府における PPP/PFI に関する動向について

- ・ アクションプランに従って、P4 の②の図で運営権者から税金に充当される矢印が必要である。
→修正する。

(2) 「下水道分野における PPP/PFI 導入ガイドライン」(仮称) の策定方針について

- ・ ガイドラインで訴えかける対象都市をどのようにするか考える必要がある。中小都市とするか大都市とするかでガイドラインの視点が変わってくる。中小都市をサポートするツールとしても有用である。下水道事業課の「下水道の事業運営のあり方に関する検討会」との連携をとりながら進めて欲しい。
→中小の支援には広域化による方法、公社、県による支援、民間からの支援が出来るので、官民でどのようなサポートが出来るか議論し、本検討会と整合を取って行きたい。
- ・ 効果だけが一人歩きしないように、PPP/PFI で効果が生まれる前提条件等を詳細に記載するなどの工夫が必要である。また、中小自治体の担当者でも読んで十分理解できる内容とする必要がある。
- ・ 消化ガス発電等の収益事業に関する官民連携と、下水道事業の本体である既存施設の維持・更新について民間のマネジメントを入れて改善を狙う官民連携では、実施方法や期待される効果、なじむ団体等が全く異なる。それぞれ明確に区分した上でわかりやすく整理して欲しい。
- ・ アンケート結果によると効果が不明との回答が多かったとのこと。PPP/PFI を通じて、受託者が規模の経済を働かせて効率化を図るような効果も検討してほしい。複数の事業をまとめて一括で受注するバンドリングという考え方もありうる。
- ・ 中小を念頭に置くと、自治体の職員のみで PPP/PFI を検討しきれない場合も想定しておくべきだ。外部の専門家の支援等による体制構築の項目があってもいい。
- ・ 包括委託を今後実施する団体は、これまでの 126 団体から 160 団体分純増すると考えて良いか。
→現在カウントされている 126 団体のうち、契約満了により再度契約する団体もあり、そうしたものも含めて 160 団体である。
- ・ アンケート結果で自治体が検討しない理由は効果が不明とあるがどのような意味か。
→現在の維持管理に比べて、どれだけ効果が出るかがわからない中、検討に費やすコスト等も考えると検討に踏み出せないという認識である。

- ・ 事業体の視点で自分のところでやったらどんなメリットがありうるかガイドラインで簡単にでも良いので示してほしい。ただし、PFIの一般的な効果というよりは、各々の自治体の状況においてどういう効果がありうるか、フローチャート等により示してもらいたい。
- ・ DBOを最初に導入した頃も、大都市などで非常に優秀な人材集めて検討に苦労された。タイプ別に既存や可能性ある事例を2,3、課題・対応策とともに入れて、自治体が自分に当てはめやすくてできればありがたい。
- ・ 検討のノウハウ、検討フロー、一般的なノウハウをPPP/PFIを実施した事業体だけでなく、他の事業体でもうまく活用できるようにしたい。

(3) PPP/PFI手法の整理とコンセッション方式の積極導入のための展開について

- ・ コンセッション方式のスキーム図の中に「公費負担すべき対価支払い」とあるが何が含まれているか。
 - イコールフットィング（従来の公営事業と同等の制度的、財政的な取扱い）を前提として考えると、通常事業と同様に補助金や地方交付税等に相当する額が公費負担として事業者を支払われるという部分を指している。
- ・ P8の対価の支払いスキームについて。運営権対価を契約当初に支払うとされている。この場合、将来的に確保可能かわからない国庫補助を当て込んで対価支払いしているということにならないか。
 - 国庫補助金は契約期間中に確実に支払われるということを保証できない。それらのリスクも踏まえての事業参加となると考えている。
- ・ 資本費の新規投資資金は何に使われるようになるのか。
 - 「新規投資資金」としているが、実際は既往債務の償還や他の改築事業の投資に当てることなどが考えられる。
- ・ 消化ガス発電等の収益事業に関して、コンセッションのスキームはどこまで意味があるものになるか。
 - 収益事業の場合には必ずしもPFIやコンセッションによらないものもある。
- ・ また下水道事業の本体である既存施設の維持・更新についてコンセッションにより民間のマネジメントを入れる官民連携事業では、民のマネジメントスキルをどのように活かすのか、という視点が重要だ。そうした際に、民間の創意工夫やノウハウ発揮の自由度にどの程度の制度的な担保があるのかが重要だ。下水道法における取扱等の検討が必要ではないか。
 - 包括委託でもマネジメント的な業務は民間も出来るようになってきている。既存施設の更新まで含めたコンセッションにおいてどのような民間自由度が与えられるか、下水道法の観点でも今後検討したい。
- ・ また、資金の流れが制約になって民間側の創意工夫が縛られるような流れになってはい

けない。補助金制度等が民間自由度発揮を阻害しないような形にする必要がある。

→長期の契約になると将来の改築更新需要が読めないのではないか。そうなることで必要な国庫補助についても読めなくなるし、そもそも国庫補助は支払いを確約できない。

- ・ 「使用者から事業者が直接使用料を徴収する」との記載があるが、「直接」の具体的な意味は何か。現状、水道管理者に使用料徴収は委託しているので、下水道事業が使用者に個別に使用料請求することは想像しがたい。
→「自らの収入として収受する」ことを「直接」と記述しているもの。物理的な収受は委託も考えられる。
- ・ 下水道サービスの供給停止が出来ないのも特徴の一つである。また、P.8の資金スキームイメージで「地方交付税相当額」とあるが、算定された交付税相当額が下水道会計にそのまま繰り出されるわけではないので、正しくは「一般会計繰出基準相当額」と考えてよいか。交付税が不交付団体があることも考えると修正が必要。
→P.8はご指摘の通りであり修正したい。
- ・ PPP/PFIの活用意義をもっと大きな、豊かなストーリーで表現してもらいたい。例えば、コンセッションは「官業払下げ」であるといえる。過去の類似事例を上げれば、明治時代には鉱山の鉱業権が官から民に払い下げられた。その結果、三菱や三井などの民間企業の育成につながった面もあるといえる。民間資金が入ることによるガバナンス改善、直接金融を含めた金融制度との関係なども含めて大きなストーリーを描いてほしい。
- ・ 「民間資金の活用」という話をするときまって「国債、地方債のほうが利率が低い」という反論が出てくる。PFIでは確かに官民金利差が発生する可能性が高いが、一方で投資が効率化されることによって民間はそもそも少ない元本で業務が可能であるとも言える。
- ・ P.8のイメージ図は、運営権対価の算定の基礎として、官側が「民に事業を渡すならこの程度の対価が欲しい」と考える前提のひとつとしてこういうスタイルの計算もありうる、という点を示したと理解してよいのか。これはガイドラインに盛り込んでいくのか。
→ご理解のとおりである。ガイドラインにも盛り込んでいく。
→下水道事業は、使用料の水準を上下させることで需要が変化するわけではなく、需要弾力性が低いといえる。こうした事業を民に渡した時にどこまでコンセッションが可能なのか疑問も残る。使用料水準が急上昇するリスクがあると考えられる。空港、道路では利用料金を下げれば収益増加につながり民間の利潤がでてくる。下水道では料金を下げても需要は増えない。
- ・ フルパッケージコンセッションは上下水一体はイメージしているか。
→水道は厚生労働省が考えることであり、本検討会ではまず下水道でどういう風にやるかを考えることが必要である。

以上